

上野原市告示第4号

上野原市物価高騰対応福祉施設等支援金交付要綱を次のように定める。
。

令和8年1月16日

上野原市長 村上 信行

上野原市物価高騰対応福祉施設等支援金交付要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、幼児教育・保育を提供する事業者及び医療機関（以下「事業者」という。）に対し、利用者への安定的なサービス提供を行うことができるよう、事業運営を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、予算の範囲内において、上野原市物価高騰対応福祉施設等支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、上野原市補助金等交付規則（平成17年上野原市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる事業者（以下「支援対象者」という。）は、令和8年2月1日時点（以下「基準日」という。）において、市内で次の各号のいずれかの事業を行う又は施設を運営する個人又は法人とする。ただし、基準日において、休止中のものを除く。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス又は居宅介護支援事業

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律（平成17年法律第123号）第5条又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定する障害福祉等サービス事業

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する施設のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けた施設又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設

(4) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者とししないものとする。

(1) 市税等を滞納している者

(2) 上野原市暴力団排除条例（平成24年上野原市条例第7号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団関係団体又は暴力団員若しくは暴力団関係者である者

(3) その他市長が適当でないとする者

（支援金の額）

第3条 支援金の額は、別表に定める額とする。ただし、支援金の交付は、一の事業所における一の種類ごとに1回とする。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の事業所において、同一種類のサービスを提供している場合にあつて、市長が実質的に一の事業所と認めるときは、当該2以上の事業所は一の事業所として支援金を交付する。

（支援金の交付申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする支援対象者（次条において「申請者」という。）は、上野原市物価高騰対応福祉施設等支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（支援金の交付決定及び交付）

第5条 市長は、前条の交付申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、上野原市物価高騰対応福祉施設等支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（支援金の返還）

第6条 市長は、前条の支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（1） 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

（2） その他市長が支援金の交付を不相当と認めるとき。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年2月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された支援金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

分類	種類	事業名（サービス区分）又は対象施設	支援金額
障害福祉施設・事業所等	入所施設 （定員50人以上）	施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害	1事業あたり 50万円
	入所施設 （定員50人未満）	児入所施設、短期入所	1事業あたり 30万円
	通所系	療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	1事業あたり 15万円
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助	1事業あたり 10万円
	相談系	計画相談支援、障害児相談、地域移行支援、地域定着支援	1事業あたり 10万円

高齢者福祉施設・事務所等	入所施設 (定員50人以上)	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所生活(療養)介護※1、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(※1空床利用の場合は対象外)	1事業あたり 50万円
	入所施設 (定員50人未満)		1事業あたり 30万円
	通所系	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護	1事業あたり 15万円
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与、居宅療養管理指導	1事業あたり 10万円

幼児教育・ 保育提供事 業所	利用定員5 0人未満	認定こども園、幼稚園	1事業所あた り30万円
医療機関	有床施設 (病床20 床以上)	病院	1事業所あた り50万円
	有床施設 (病床20 床未満)又 は無床施設	医科診療所、歯科診療 所	1事業所あた り15万円

年 月 日

上野原市長 宛

住 所
法 人 名
代表者名
電話番号

上野原市物価高騰対応福祉施設等支援金交付申請書兼請求書

上野原市物価高騰対応福祉施設等支援金の交付を受けたいので、上野原市物価高騰対応福祉施設等支援金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請及び請求します。

なお、この申請内容に係る必要事項の確認のため、担当職員が市税の収納状況を確認することに同意します。

事業の種類 (詳細は別紙)	<input type="checkbox"/> 障害福祉施設 <input type="checkbox"/> 入所施設 (定員 50 人以上) <input type="checkbox"/> 入所施設 (定員 50 人未満) <input type="checkbox"/> 通所系 <input type="checkbox"/> 訪問系 <input type="checkbox"/> 相談系 <input type="checkbox"/> 高齢者福祉施設 <input type="checkbox"/> 入所施設 (定員 50 人以上) <input type="checkbox"/> 入所施設 (定員 50 人未満) <input type="checkbox"/> 通所系 <input type="checkbox"/> 訪問系 <input type="checkbox"/> 幼児教育・保育提供事業所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 有床施設 (病床 20 床以上) <input type="checkbox"/> 有床施設 (病床 20 床未満) 又は無床施設
主たる事務所・事業所の所在地	
交付申請額	円

振込先	金融機関名	銀行・農協 信金・信組 ()	本店・支店 本所・支所 ()
	預金種別	普通 (総合) ・ 当座 ・ その他 ()	
	口座番号		
	フリガナ 口座名義		

※口座名義は、申請者と同一としてください。

※振込口座の通帳の写しを添付してください。

【別紙】

□ 障害福祉施設・事業所等

種類		事業名（サービス区分）	支援金額
□ 入所施設	□ 定員 50 人以上	<input type="checkbox"/> 施設入所支援	□ 50 万円
		<input type="checkbox"/> 共同生活支援	
		<input type="checkbox"/> 福祉型障害児入所施設	
		<input type="checkbox"/> 医療型障害児入所施設	
		<input type="checkbox"/> 短期入所	
	□ 定員 50 人未満	<input type="checkbox"/> 施設入所支援	□ 30 万円
		<input type="checkbox"/> 共同生活支援	
		<input type="checkbox"/> 福祉型障害児入所施設	
		<input type="checkbox"/> 医療型障害児入所施設	
		<input type="checkbox"/> 短期入所	
□ 通所系	<input type="checkbox"/> 療養介護	□ 15 万円	
	<input type="checkbox"/> 生活介護		
	<input type="checkbox"/> 自立訓練		
	<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練		
	<input type="checkbox"/> 就労移行支援		
	<input type="checkbox"/> 就労継続支援 A 型		
	<input type="checkbox"/> 就労継続支援 B 型		
	<input type="checkbox"/> 就労定着支援		
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援		
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援		
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援		
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス		
□ 訪問系	<input type="checkbox"/> 居宅介護	□ 10 万円	
	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		
	<input type="checkbox"/> 同行援護		
	<input type="checkbox"/> 行動援護		
	<input type="checkbox"/> 自立生活援助		
□ 相談系	<input type="checkbox"/> 計画相談支援	□ 10 万円	
	<input type="checkbox"/> 障害児相談		
	<input type="checkbox"/> 地域移行支援		
	<input type="checkbox"/> 地域定着支援		
		申請額合計	万円

□高齢者福祉施設・事務所等

種類		事業名（サービス区分）	支援金額
□入所施設	□定員50人以上	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設	□50万円
		<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設	
		<input type="checkbox"/> 介護医療院	
		<input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設	
		<input type="checkbox"/> 短期入所生活（療養）介護 （空床利用の場合は対象外）	
		<input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護	
		<input type="checkbox"/> 養護老人ホーム	
		<input type="checkbox"/> 軽費老人ホーム	
		<input type="checkbox"/> 有料老人ホーム	
		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅	
		<input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	□定員50人未満	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設	□30万円
		<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設	
		<input type="checkbox"/> 介護医療院	
		<input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設	
		<input type="checkbox"/> 短期入所生活（療養）介護 （空床利用の場合は対象外）	
		<input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護	
		<input type="checkbox"/> 養護老人ホーム	
		<input type="checkbox"/> 軽費老人ホーム	
		<input type="checkbox"/> 有料老人ホーム	
		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅	
		<input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
□通所系		<input type="checkbox"/> 通所介護	□15万円
		<input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション	
		<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護	
		<input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護	
		<input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護	
		<input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護	
□訪問系		<input type="checkbox"/> 訪問介護	□10万円
		<input type="checkbox"/> 訪問入浴介護	
		<input type="checkbox"/> 訪問看護	
		<input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション	
		<input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
		<input type="checkbox"/> 居宅介護支援	
		<input type="checkbox"/> 福祉用具貸与	
		<input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導	
申請額合計			万円

幼児教育・保育提供事業所

種類	施設名	支援金額
<input type="checkbox"/> 利用定員50人未満	<input type="checkbox"/> 認定こども園	<input type="checkbox"/> 30万円
	<input type="checkbox"/> 幼稚園	
申請額合計		万円

医療機関

種類	施設名	支援金額
<input type="checkbox"/> 有床施設（病床20床以上）	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> 50万円
<input type="checkbox"/> 有床施設（病床20床未満）又は無床施設	<input type="checkbox"/> 医科診療所	<input type="checkbox"/> 15万円
	<input type="checkbox"/> 歯科診療所	
申請額合計		万円

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

上野原市長



上野原市物価高騰対応福祉施設等支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった上野原市物価高騰対応福祉施設等支援金について、次のとおり交付（不交付）決定したので、上野原市物価高騰対応福祉施設等支援金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

受 付 番 号	
交付・不交付の別	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不交付
交 付 決 定 額	円
不 交 付 理 由	